

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府 大阪府警察本部 大阪市・堺市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(3) 交通安全施設等整備事業の推進	
<p>[方針・重点等]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活道路において、関係機関、団体等が連携し、最高速度 30km/h の区域規制（ゾーン 30）や歩行空間の拡幅、物理的デバイスの設置等により車両の速度抑制を図り、人優先のエリアの形成を目指す。 2 バリアフリー法に基づき、重点整備地区内の主要な生活関連経路を中心に、歩行空間のバリアフリー化を推進する。また、交通事故発生状況等を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。 3 事故危険箇所について、公安委員会及び道路管理者が連携して、集中的に交通安全施設等を整備し、対策実施箇所の死傷事故件数を約 3 割抑止することを目指す。また、交通事故発生状況等を勘案し、総合的かつ計画的な交通安全施設等整備事業の推進を図る。 4 交差点における交通量が多いことから、交通渋滞を来すなどの事情により道路交通環境の改善を行う必要性が高い地区を円滑化対策地区と指定し、交通の円滑を図るため、交通安全施設等整備事業の推進を図る。 5 安全で快適な自転車利用環境の創出に向けて、自転車道、自転車専用通行帯等の設置及び自転車横断帯の撤去等、歩行者、自転車、自動車が適切に分離された空間の整備を推進する。 <p>[事業計画の概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 生活道路における交通安全対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ※41 ページ「(1)生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備」と同内容 2 バリアフリー法の重点整備地区の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公安委員会 <p>バリアフリー法に基づき、主要な生活関連経路を構成する道路を中心にバリアフリー対応型信号機の整備、信号灯器の LED 化、歩車分離式信号の導入及び道路標識・標示の高輝度化等を推進する。</p> (2) 道路管理者 <p>バリアフリー歩行空間を確保するため、「道路の移動等円滑化整備ガイドライン」に基づき、高齢者、障がい者等に対して必要な対策を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歩行者、自転車の通行空間整備 ・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設 ・歩道部分の段差改善・勾配の緩和 		

3 事故危険箇所対策の推進

(1) 公安委員会

交差点における信号機の改良や交差点導流帯等の設置、単路部における道路標識・標示の高輝度化を推進する。また、交通事故防止とひき逃げ事件の検挙解決等を目的に事故多発交差点への交差点カメラの設置を推進する。

(132 交差点、334 箇所)

(2) 道路管理者

ドライバー、歩行者等に注意を促す対策を早期に実施し、交差点改良や歩道等の整備については、地元、関係機関等と協議・調整を図りながら現地の状況に応じた安全対策を早期に実施し、交通事故防止に努める。

- ・ 交差点改良
- ・ 道路照明灯の整備、視線誘導標の設置
- ・ 区画線の設置、更改
- ・ 道路標識の整備

4 渋滞対策の推進

(1) 公安委員会

交通管制システムの充実・高度化、新交通管理システム（UTMS）の推進及び幹線道路における信号機の系統化、閑散時半感応・押ボタン化、右折感応化、多現示化等の高度化を推進する。

(2) 道路管理者

バイパス道の整備、歩道が狭隘な踏切の速効対策、交差点改良

5 自転車利用環境の整備

歩行者、自転車双方の安全を確保するために、自転車事故が多い区間等について自転車通行空間の整備に取り組んでいく。また整備に際して「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」で示された自転車ネットワーク計画の策定を市町村へ促し、国、市町村と連携して、自転車通行空間の整備に取り組んでいく。

令和元年 12 月に策定した大阪府自転車活用推進計画に基づき、自転車利用環境の整備を推進していく。

6 住民参加による道路交通環境整備

はがき、インターネットを利用して、運転者等から道路標識等に関する要望や意見を受け付ける「標識 BOX」や、「道の相談室」を活用して、見やすく分かりやすい道路標識や道路標示の設置をはじめとする道路交通環境の整備を推進する。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(3) 交通安全施設等整備事業の推進	
細目	交通安全施設等の整備〔公安委員会所管分〕	
<p>〔方針・重点等〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 整備後長期間が経過した信号機等の老朽化対策が課題となっていることから、「大阪府ファシリティマネジメント」を踏まえ、中長期的な視点に立った老朽施設の更新、施設の長寿命化、ライフサイクルコストの削減等を推進する。 2 道路の状況及び交通の実態を勘案して、交通事故が発生する危険性が高い場所等に信号機を整備する。 3 交通管制機能の向上を図るため、交通管制センターの高度化等を推進する。 4 「都市交通機能の確保」及び「交通流の円滑化」を図るため、信号機の改良及び現示改良・秒数調整等の運用改善を推進する。 5 交通情報に対するドライバーニーズに的確に対応するため、交通情報収集・提供装置を拡充、整備する。 <p>〔事業計画の概要〕</p> <p>交通安全施設等の整備 安全かつ快適な道路交通環境の確保を図ることを重点に、交通安全施設等の拡充、整備を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 交通管制センターの拡充整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 交通管制センター中央装置の高度化 (2) 交通情報収集・提供装置の拡充・整備等 2 信号機の改良 <ol style="list-style-type: none"> (1) 信号機の系統化 (2) 信号機の集中制御化 (3) 信号機の機能付加等 3 高齢者・障がい者等の保護 <ol style="list-style-type: none"> (1) 視覚障害者用付加装置の整備 (2) 高齢者等感応信号機の整備 (3) 音響式歩行者誘導付加装置の整備 (4) 横断秒数の調整 4 道路標識・標示の改良 <ol style="list-style-type: none"> (1) 道路標識・標示の高輝度化 (2) 外国人に分かりやすい道路標識の整備の推進（一時停止（STOP英語併記）の効率的な更新） 		

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(3) 交通安全施設等整備事業の推進	
細目	交通安全施設等の整備〔道路管理者所管分〕	

〔方針・重点等〕

- 1 道路交通の安全と円滑を確保するため、事故危険箇所等について右折車線の付加、交差点改良等を積極的に推進する。
- 2 歩行者・自転車利用者の安全性と利便性の確保に配慮し、歩道や自転車通行空間の確保を図る。
- 3 高齢者及び身体障がい者等の安全で快適な通行に配慮した歩道等の整備を図る。
- 4 道路標識については、高輝度化、英語表示の併用等道路利用者の立場に立った整備を推進する。

〔事業計画の概要〕

1 事業費（令和2年度当初）

（単位：千円）

	近畿地方整備局	大阪府	大阪市	堺 市	合 計
事業費	1,007,000	2,716,666	1,151,175	305,992	5,180,833
1 種	717,000	2,590,666	534,550	249,692	4,091,908
2 種	290,000	126,000	616,625	56,300	1,088,925

- 注 1 第1種、第2種の事業費は内数
2 管理費、維持費、修繕費等は含めていない

2 交通安全施設等の整備

種 別 / 事業主体		近畿地整	大阪府	大阪市	堺 市	合 計	
一 種 事 業	歩道	m	1,350	19,300	640	2,320	23,610
	自転車道	〃	—	25,800	4,000	3,980	33,780
	横断歩道橋	箇所	—	—	—	—	—
	立体横断施設	〃	—	—	—	—	—
	地下横断歩道	〃	1	—	—	—	1
	中央帯	m	—	—	—	—	—
	交差点改良	箇所	6	14	1	—	21
	視距改良	〃	—	—	—	—	—
二 種 事 業	道路照明	基	—	21	—	20	41
	防護柵	m	150	2,400	2,200	250	5,000
	道路標識	本	—	43	—	—	43
	区画線	km	19.0	20.0	3.8	11.0	53.8
	視線誘導標	本	—	1,450	—	—	1,450
	地点標	〃	—	—	—	—	—
	道路反射鏡	〃	—	45	—	75	120
	道路情報提供装置	基	—	—	—	—	—
	道路情報ラジオ	箇所	—	—	—	—	—
	自転車駐車場	〃	—	—	8	—	8
	自動車駐車場	〃	—	—	—	—	—
	路外駐車場	〃	—	—	—	—	—
路上駐車場	〃	—	—	—	—	—	

注：自転車道には、自転車歩行者道及び自転車レーンを含む。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部 西日本高速道路(株) 阪神高速道路(株)
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(4) 効果的な交通規制の推進	
<p>[方針・重点等]</p> <p>地域の特性及び道路の機能と構造等道路交通の実態に即した効果的な交通規制を実施する。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>1 地域の特性に応じた交通規制の推進</p> <p>(1) 通過交通、地域交通並びに歩行者及び自転車利用者の用に供される道路等において、その道路の機能に応じた効果的な交通規制を推進する。</p> <p>(2) 住宅地域、商店街等の住区内道路においては、各種ゾーン対策として、歩行者、自転車利用者、高齢者及び障がい者等の安全確保を重点に、その地域の特性に応じた効果的な交通規制を推進する。</p> <p>2 より合理的な交通規制の推進</p> <p>(1) 最高速度規制については、現場の交通実態に即しているか点検を行い、地域住民の合意形成を図りつつ、実態に即した速度規制を実施する。</p> <p>(2) 信号機の運用については、信号機を設置した後の道路交通環境の変化を踏まえ現場の交通実態に即しているかを点検し、必要に応じて改良等の見直しを行うなど、合理的な信号制御を推進する。</p> <p>(3) その他、道路の構造、交通安全施設の整備状況、交通の状況、交通事故の発生状況、沿道の環境等の諸条件を総合的に勘案し、実態に即した交通規制を実施する。</p> <p>3 高速道路における交通規制の推進</p> <p>(1) 既供用区間について、交通流の変動及び交通事故・交通渋滞の発生状況等を総合的に勘案して、交通実態に即した交通規制を検討する。</p> <p>(2) 交通事故、異常気象等の交通障害発生時においては、その状況に即した通行規制、最高速度規制等の交通規制を実施し、二次障害の防止を図る。</p> <p>(3) 異常気象等道路交通に危険が生じた場合は、道路管理者である独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の指示の下、迅速かつ的確に通行の禁止または制限を実施するとともに、必要な要員、資機材等をあらかじめ整備し、安全の確保に努める。</p> <p>交通規制を伴う工事をする場合は、通行車両の安全対策に十分留意するとともに、工事の集約化、事前広報の強化、工事実施時の交通管制要領の強化等を行い、規制回数の減少に努める。</p>		

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府警察本部 大阪府 大阪市・堺市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(5) 自転車通行環境の総合的整備	
<p>[方針・重点等]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車活用推進法に基づき、令和元年12月に策定した大阪府自転車活用推進計画に位置付けている自転車通行環境に関する各種施策を推進する。 2 自転車・歩行者双方の安全を確保するため、自転車車道通行の原則に基づいた通行空間の確保を図る。 3 自転車を共同で利用するシェアサイクルなどの自転車利用促進策やルール・マナーの啓発活動などのソフト施策を積極的に推進する。 4 放置自転車の多い駅周辺において、自転車等駐車場の整備促進を図るとともに、鉄道駅周辺の自転車等の放置状況、駐車場の整備状況、地域住民の協力体制等を勘案しながら、放置自転車等の整理・撤去を推進する。 5 府民の「自転車の放置をしない・させない」意識の高揚を図るため、広報啓発活動を推進する。 <p>[事業計画の概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 自転車通行環境の整備 自転車関連事故や自転車交通量の多い箇所等を対象に、道路管理者と警察が連携し、地域の課題やニーズに応じて、路面表示などによる自転車通行空間の確保を推進するとともに、道路空間の再配分による安全で快適な自転車ネットワークの整備を促進する。 2 自転車等駐車場の整備促進 3 放置自転車等対策 <ol style="list-style-type: none"> (1) 府民の「自転車の放置をしない・させない」意識の高揚と近距離自転車利用の抑制を図るため、広報啓発活動を強力に推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・「自転車マナーアップ強化月間」の一環として、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施（11月） (2) 駅前広場、道路等の良好な環境を保持し、その機能の低下を防止するため、放置自転車等の整理・撤去を推進する。 (3) 放置自転車等に関する条例の制定を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・制定 33市6町 ・未制定 3町1村（令和元年12月現在） (4) 駅周辺自転車の放置状況及び駐車場の設置状況に関する調査を実施し、対策を講じるうえでの基礎資料とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・放置駅数 28駅 ・放置台数 6,186台 <p>注：1駅について、放置自転車100台以上を集計（令和元年度実態調査結果）</p>		

章	1 道路交通の安全	近畿運輸局 近畿総合通信局 近畿地方整備局 大阪府 大阪府警察本部 大阪市・堺市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(6) 高度道路交通システムの活用	
<p>[方針・重点等]</p> <p>最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築し、安全性、輸送効率及び快適性の向上を実現するとともに、渋滞の軽減等の交通の円滑化を通じて環境保全に寄与することを目的とした高度道路交通システム（ITS）を引き続き推進する。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 道路交通情報通信システム（VICS）の整備 安全で円滑な道路交通を確保するため、リアルタイムな渋滞情報、所要時間、規制情報等の道路交通情報を提供するVICSの整備・拡充を推進する。 また、詳細な道路交通情報の収集・提供のため、光ビーコン、ITSスポット等の基盤施設整備の推進を図る。 2 新交通管理システム（UTMS）の推進 高度な交通情報の提供、車両の運行管理、公共車両の優先通行、交通公害の低減を図ることにより、安全運転を支援し、安全・快適にして環境にやさしい交通社会を実現しようとする新交通管理システム（UTMS）の普及を推進する。 3 電波を活用した安全運転支援システム等の普及促進・高度化推進 700MHz帯高度道路交通システム等の電波を活用した安全運転支援システムの普及促進と高度化を推進する。 4 道路交通の安全に資するレーダーシステムの普及促進・高度化推進 自動車で利用される79GHz帯高分解能レーダーの普及促進と高度化を促進する。 5 交通事故防止のための運転支援システムの推進 ITSの高度化により交通の安全を高めるため、自動車単体では対応できない事故への対策として、路車間通信、車車間通信、歩車間通信等の高度な情報通信技術を活用した安全運転支援システムの実現に向けて、産・官・学が連携し推進を図る。 6 スマートウェイの推進 ITSの活用によるスマートウェイの推進を官民一体となって展開していく。 7 道路運送事業に係る高度情報化の推進 国民生活に不可欠なサービスを提供している道路運送事業の高度情報化により、サービスの高度化、安全性の向上、環境負荷の低減等を図るため、公共交通機関の利用促進に資するITS技術を活用したバスロケーションシステム・ICカードの導入を推進する。 		

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(7) 交通需要マネジメントの推進	
<p>[方針・重点等]</p> <p>慢性的な交通渋滞や違法駐車等を改善し、道路交通の円滑化を図るため、バイパス道の整備や交差点改良等による交通容量の拡大とともに、鉄道・バス等の公共交通機関への利用転換の促進や物流の輸送効率の向上等交通需要そのものの軽減と時間的・空間的平準化のための対策を積極的に推進する。また、ノーマイカーデーにおける各機関の自主的な取組みの促進及び全府民に対する広報啓発活動を実施する。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>1 公共交通機関利用への転換促進</p> <p>(1) 鉄道網の整備・充実</p> <p>ア 新線建設</p> <p>○公共交通戦略路線の具体化（なにわ筋線、大阪モノレール延伸、北大阪急行延伸等）</p> <p>イ 駅施設等の改善</p> <p>エレベーターの整備等の推進を図る。</p> <p>(2) 鉄道・バスの利便性向上対策</p> <p>○バス専用（優先）レーン、バス優先信号の導入によるバス運行の定時性の確保、バスロケーションシステムの整備、鉄道・バスにおける乗車券のICカード化等により、利便性の向上を図る。</p> <p>○ウェブサイトや携帯サイト等を活用して、鉄道からバスへの乗り換えに関する情報（のりば案内、料金、時刻表、路線図）など公共交通の利便性向上のための情報提供の充実を図る。</p> <p>○公共交通の乗り継ぎ利便性を改善するための取組みを進める。</p> <p>(3) モビリティ・マネジメントの推進</p> <p>府民や企業とともに、一人ひとりが社会にも個人にも望ましい車の使い方を考える取組み（モビリティ・マネジメント）を推進する。</p> <p>(4) 駅を起終点とする多様な交通手段に関する情報提供</p> <p>路線バス、パーク&ライド、レンタサイクルなど、駅を起終点とする多様な交通手段に関する各種情報を、ウェブサイトで提供し、さらなる利用を促進する。</p> <p>(5) 便利・お得な乗車券の導入</p> <p>交通系ICカードの全国相互利用サービス対象エリアで利用できるポストペイ型ICカードPiTaPa（ピタパ）、プリペイド型ICカードICOCA（イコカ）、地下鉄・ニュートラム・バスで利用可能な回数カード（3,000円発売/3,300円分利用可）、1日乗車券エンジョイエコカード（大人800円、小児300円、土日祝600円）などを導入している。</p> <p>2 自動車利用の効率化</p> <p>自動車交通総量の無秩序な増加抑制、特にマイカー通勤、業務用車両の持ち帰りの削減等を働きかける。</p> <p>また、物流ターミナルなど、効率的な物流交通への誘導を図る基盤整備を推進するとともに、効率的な集配送システムの構築を促進する。</p>		

3 交通需要平準化対策

相乗りの促進、時差出勤、フレックスタイム制の導入、ノーマイカーデーの定着化等について積極的な働きかけを行うとともに、業務活動での五・十払いなどの商慣習の改善や情報システムの活用による物資の移動が伴わない業務交通の合理化対策についての働きかけの強化を図る。

高速自動車国道においては、交通混雑期の交通集中の分散化を図るため、高速道路の交通混雑期において、渋滞予測をホームページに掲載するとともに、渋滞予測ガイドを休憩所、料金所及び関係機関に設置し、交通の分散を図る。また、渋滞区間における道路の拡幅等の改築事業、適切な道路の維持管理等を積極的に推進し、安全水準の維持、向上を図る。

4 ノーマイカーデーの推進

(1) 当面の目標

- ア マイカー通勤の自粛
- イ 業務用車両の持ち帰り自粛

(2) 実施日 毎月20日（ただし日曜日または祝日の場合は翌平日）
※平日には土曜日を含む

(3) 実施区域 大阪府内全域を対象とする。
(大阪中央環状線から大阪市内側を重点区域とする。)

(4) 実施事項

ア 「ノーマイカーデー」を中心としたキャンペーン活動の推進

イ 広報啓発活動の推進

○各種広報媒体の活用

- ・リーフレット等の作成
- ・広報紙（誌）等の活用
- ・庁内放送の実施

○各種講習会の活用

○報道機関との連携

ウ 企業・事業主、安全運転管理者等による指導の推進

エ 重点地域等における駐車取締りの強化

オ 公共交通機関利用への転換・促進

公共交通機関利用への転換・促進のため、交通系ICカードの全国相互利用サービス対象エリアで利用できるポストペイ型ICカードPiTaPa（ピタパ）、プリペイド型ICカードICOCA（イコカ）、地下鉄・ニュートラム・バスで利用可能な回数カード（3,000円発売/3,300円分利用可）、1日乗車券エンジョイエコカード（大人800円、小児300円、土日祝600円）などを導入している。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府 大阪府警察本部 大阪市・堺市 西日本高速道路(株) 阪神高速道路(株)
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(8) 災害に備えた道路交通環境の整備	
〔方針・重点等〕		
<p>豪雨・豪雪・地震・津波等の災害が発生した場合においても、安全で安心な生活を支える道路交通を確保するため、災害に備えた道路の整備、災害に強い交通安全施設等の整備、災害発生時における交通規制や情報提供の充実を図る。</p>		
〔事業計画の概要〕		
<p>1 豪雨・豪雪災害 防災点検結果等に基づき、防災対策の必要な箇所の対策を推進する。異常気象時は、パトロールを強化するとともに、道路交通に危険が生じないように、事前通行規制などの交通規制を実施する。</p>		
<p>2 地震災害 広域緊急交通路に指定された道路の橋梁や高架部の耐震対策を優先的に実施する。</p>		
<p>3 災害発生時における交通規制 災害発生時には、被災地域への車両の流入抑制を行うとともに、被害状況を把握した上で、緊急交通路を指定し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づく通行禁止等の交通規制を迅速かつ的確に実施する。</p>		
<p>4 災害時における情報提供の充実 災害発生時における道路被災状況及び道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析し、緊急交通路や緊急輸送路等の確保及び道路交通情報の提供に資するため、地震計、交通監視カメラ、車両感知器、道路交通に関する情報提供装置、道路管理情報システム等を推進するとともに、インターネット等情報通信技術（ICT）を活用した道路・交通に関する災害情報等の提供を推進する。 また、民間事業者が保有するプローブ情報を活用しつつ、災害時に交通情報の提供を推進する。</p>		
<p>5 災害に強い交通安全施設等の整備 災害発生時に車両の安全で円滑な交通を確保するため、交通管制センター等の整備や停電による信号機の機能停止を防止する信号機電源付加装置等の整備を推進する。</p>		

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(9) 総合的な駐車対策の推進	
細目	ア きめ細かな駐車対策の推進	

〔方針・重点等〕

地域の実情等に応じたきめ細やかな駐車規制の推進

〔事業計画の概要〕

時間、曜日、季節等による交通流・量の変化等の時間的視点と、道路の区間ごとの交通環境等の場所的視点及び当該地域における駐車需要バランスから見た駐車必要性の視点から、地域の実情に応じたきめ細やかな駐車規制を推進する。

また、違法駐車が常態化し、駐車秩序の改善が必要と考えられる場所については、交通実態、地域住民等の要望意見を踏まえ、当該場所における駐車規制の合理性を点検した上で、道路交通環境の改善を含めた駐車規制の見直しを推進する。

章	1 道路交通の安全	大阪府警察本部
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(9) 総合的な駐車対策の推進	
細目	イ 違法駐車対策の推進	

[方針・重点等]

- 1 違法駐車取締活動の推進
- 2 自治体等と連携した「違法駐車追放実践活動」の推進

[事業計画の概要]

1 違法駐車取締活動の推進

都心部の幹線道路や主要ターミナル周辺等、駐車秩序の確立が必要な道路や地域を重点路線等に指定し、駐車監視員を効果的に運用するほか、違法駐車取締りを強化するとともに、関係機関・団体等の施策と連動させて、安全で快適な交通環境づくりを推進する。

(1) 悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対する取締りの強化

交差点及びその直近、横断歩道、バス停留所等における駐車、二重駐車等交通事故又は交通渋滞の要因となる悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に対して重点的に取締りを実施する。

また、駐車車両の影響により交通事故が多発する危険箇所等を指定して、人乗り駐車違反の取締りを強化する。

(2) 駐車監視員の効果的な運用等による確認事務の推進

駐車実態、地域住民の要望等を踏まえた駐車監視員活動ガイドラインの見直し等を行うとともに、駐車監視員の効果的な運用による確認事務を推進する。

(3) 放置駐車違反に係る車両の使用者責任の追及

放置駐車違反をした運転者の責任を追及できない場合は、当該車両の使用者に対して、放置違反金の納付命令を行うとともに、繰り返し放置違反金の納付命令を受けた車両の使用者には車両の使用制限命令を行う等、車両の使用者責任を追及する。

(4) 悪質違反者に対する取締りの推進

駐車禁止除外指定車標章を不正に使用するなどの悪質違反者に対する取締りを推進する。

2 違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚

違法駐車の排除及び自動車の保管場所の確保等に関し、府民への広報・啓発活動を行うとともに、住民の理解と協力を得ながら違法駐車を排除しようとする気運の醸成・高揚を図るため、地域交通安全活動推進委員協議会の関係機関・団体との密接な連携を図り、毎月20日の「めいわく駐車・放置自転車追放デー」を中心に、街頭キャンペーンや各種会合、講習会等を推進する。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大 阪 府 大阪市・堺 市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(9) 総合的な駐車対策の推進	
細目	ウ 駐車場等の整備	

[方針・重点等]

道路交通の安全と円滑を図り、都市機能の維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域の特性に応じた総合的な駐車対策を推進する。

[事業計画の概要]

- 1 「大阪府駐車場整備マスタープラン」に基づき、公共・民間により整備されマスタープランでの長期整備目標量（27,000台）を達成した。
 今後は、地域ごとの需給バランス等の動向を踏まえつつ、必要に応じて市町村への情報提供や助言等を実施していく。（大阪府）

- 2 「大阪市駐車基本計画」に基づき、駐車場整備地区内において公共・民間により、これまでに目標台数7,000台を超える一時預かり駐車場を整備した。
 一方、附置義務駐車場条例及び共同住宅の駐車施設に関する指導要綱について、50ccを超える自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）も対象とする内容に改正（平成20年6月1日施行）し、引き続き指導等を実施するとともに、民間駐車場に対して自動二輪車の受入れを働きかけていく。（大阪市）

- 3 駐車場整備地区内において、駐車場を取り巻く社会情勢の動向を注視しつつ、公共交通の利用促進を図りながら、引き続き「堺市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」により指導等を実施する。
 また、駐車場法に基づく路外駐車場の届出においても、道路交通の円滑化を図るよう引き続き指導等を実施する。（堺市）

章	1 道路交通の安全	全 機 関
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(9) 総合的な駐車対策の推進	
細目	エ めいわく駐車追放機運の醸成	

[方針・重点等]

- 1 恒常的な広報啓発活動の推進
- 2 企業・事業所及び自治会等における自主活動の促進など地域ぐるみの駐車対策の推進
- 3 自治体による各種行政施策の推進

[事業計画の概要]

- 1 関係機関・団体等との連携による駐車マナー高揚キャンペーンの展開
各種広報媒体の活用及び報道機関との連携に努めるとともに、めいわく駐車追放府民運動や「めいわく駐車追放デー及びノーマイカーデー」を中心に、住民主導による自主・合同パトロール、街頭キャンペーン等を年間を通じ展開する。
 - ・ めいわく駐車追放府民運動を年間を通じて実施
 - ・ めいわく駐車追放デー及びノーマイカーデー 毎月20日（ただし日曜日及びまたは祝日の場合は翌平日）
※平日には土曜日を含む
- (1) 広報活動の展開
 - ・ リーフレット・ステッカー等の作成
 - ・ ポスター、懸垂幕、横断幕の掲出
 - ・ 広報紙（誌）等の活用
 - ・ 公共交通機関利用への転換・促進のため、交通系ICカードの全国相互利用サービス対象エリアで利用できるポストペイ型ICカードPiTaPa（ピタパ）、プリペイド型ICカードICOCA（イコカ）、地下鉄・ニュートラム・バスで利用可能な回数カード（3,000円発売/3,300円分利用可）、1日乗車券エンジョイエコカード（大人800円、小児300円、土日祝600円）などを導入している。
 - ・ 各季の交通安全運動や、環境月間、道路ふれあい月間等の各種行事等で市民啓発を実施
 - ・ 庁内放送の実施
- (2) 「大阪市迷惑駐車の防止に関する条例」に基づき、ホームページにおける駐車場情報（自動二輪車を含む）の提供を実施する。（大阪市）
- (3) 平成9年4月に施行した「堺市違法駐車等の防止に関する条例」に基づき、市民のめいわく駐車追放気運の醸成及び駐車モラルの向上を図るとともに、重点地域における違法駐車等防止活動を実施する。（堺市）
- 2 地域ぐるみの駐車対策の推進
地域の実情に即した駐車対策を推進するため、地域交通安全活動推進委員協議会等と連携し、街頭キャンペーン等の啓発活動を実施する。

- 3 企業・事業所における自主活動の促進
マイカー通勤や業務用車両持ち帰りの自粛等、企業・事業所ぐるみによる自主的な取組みを働きかける。
 - ・ ロータリークラブ傘下の事業所に対する働きかけ
 - ・ 来客用駐車スペースの確保、マイカー通勤・業務用車両の持ち帰りの自粛等の個別指導
- 4 地域における自主活動の促進
地域における自治会等が一体となって取り組めるよう、その組織基盤づくり（めいわく駐車追放モデル地区、めいわく駐車追放推進員の活用）に努めるとともに、組織を中心とした自主・合同パトロール等を積極的に展開するよう働きかける。
- 5 緊急自動車等の通行確保のための取締りの強化と啓発活動の実施
消防・防災活動などの緊急自動車等の通行に支障を及ぼしている駐車違反に対しては、警察の取締りの強化と関係機関及び地元自治会等が一体となった強力な啓発活動を実施する。
- 6 自治体等による駐車場整備等の各種行政施策の推進
 - ・ 違法駐車防止条例、駐車場附置義務条例の制定促進
 - ・ 駐車場案内の充実及び駐車場有効利用方策の推（促）進
 - ・ 駐車場の整備拡充の促進
- 7 違法駐車防止条例の制定市町における行政施策の促進と積極的な支援
既に条例を制定している自治体と相互に連携し、違法駐車の実態調査と平行して条例で指定する重点地域内におけるキャンペーン活動等について積極的に支援する。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大 阪 府 大阪府警察本部 大阪市・堺 市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(9) 総合的な駐車対策の推進	
細目	オ ハード、ソフト一体となった駐車対策の推進	

[方針・重点等]

違法駐車によって安全で円滑な道路交通が阻害されている都心部の道路においては、交通安全施設としての駐車場の利用促進や駐停車禁止区域の明示、きめ細かな駐車規制の実施、違法駐車取締り、積極的な広報・啓発活動等ハード・ソフト一体となった駐車対策を推進する。

[事業計画の概要]

- 1 きめ細かな駐車規制を行う。
- 2 違法駐車取締りを行う。
- 3 駐車場の利用促進のためのPR（案内板の設置等）を行う。
- 4 駐停車禁止区域の明確化を行う。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 近畿運輸局 大阪府 大阪府警察本部 大阪市・堺市
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(9) 総合的な駐車対策の推進	
細目	カ 自転車等駐車対策の推進	

[方針・重点等]

- 1 放置自転車の多い駅周辺において、自転車等駐車場の整備促進を図る。
- 2 鉄道駅周辺の自転車等の放置状況、駐車場の整備状況、地域住民の協力体制等を勘案しながら、放置自転車等の整理・撤去を推進する。
- 3 府民の「自転車の放置をしない・させない」意識の高揚を図るため、広報啓発活動を推進する。

[事業計画の概要]

- 1 自転車等駐車場の整備促進
- 2 放置自転車等対策
 - (1) 府民の「自転車の放置をしない・させない」意識の高揚と近距離自転車利用の抑制を図るため、広報啓発活動を強力に推進する。
 - ・駅前放置自転車クリーンキャンペーンの実施（11月）
 - (2) 駅前広場、道路等の良好な環境を保持し、その機能の低下を防止するため、放置自転車等の整理・撤去を推進する。
 - (3) 放置自転車等に関する条例の制定を推進する。
 - ・制定 33市6町
 - ・未制定 3町1村（令和元年12月現在）
 - (4) 駅周辺自転車の放置状況及び駐車場の設置状況に関する調査を実施し、対策を講じるうえでの基礎資料とする。（調査は概ね2年に1度実施）
 - ・放置駅数 28駅
 - ・放置台数 6,186台
 注：1駅について、放置自転車100台以上を集計（令和元年度実態調査結果）

章	1 道路交通の安全	近畿総合通信局 近畿地方整備局 大阪府 大阪府警察本部 大阪市・堺市 西日本高速道路㈱ 阪神高速道路㈱
節	3 道路交通環境の整備	
項目	(10) 道路交通に関する情報の充実	
<p>〔方針・重点等〕</p> <p>道路利用者に対し必要な道路交通情報を提供することにより、安全かつ円滑な道路交通を確保するため、道路情報提供装置等の整備による情報収集・提供体制の充実を図る。</p> <p>〔事業計画の概要〕</p> <p>1 情報収集・提供体制の充実</p> <p>(1) 交通管制システム及び交通情報収集・提供装置の整備・充実 交通需要の増加等に伴い、交通事故が多発し又は旅行速度が低下している都心部を中心に、交通管制センターの高度化、集中制御エリアの拡大を行うなど、交通管制システムを効果的に整備し、情報提供の充実を図り、交通の安全と円滑化を推進する。</p> <p>(2) 交通情報収集・提供装置の拡充・整備 道路交通情報の充実を図るため、道路パトロールの強化、交通監視カメラ (ITV)、車両感知器等の整備・充実を促進し、道路交通状況の把握に努める。</p> <p>(3) 道路交通情報提供の充実 ア 交通管制室を中心とする情報提供活動の充実を図るとともに、道路情報板、図形情報板、所要時間表示板、道路情報ラジオ等を活用し、道路利用者に対する広範、迅速かつ的確な道路情報の提供を図る。 イ 道路交通情報板等のLED化を推進する。 ウ 路車間通信情報システム等の新たなメディアによる情報提供システムの実用化を促進する。 エ 中波カーラジオを活用した道路交通情報を提供する路側通信システムの適切な運用を推進する。</p> <p>(4) イベントに伴う臨時の放送局の開設 イベント会場周辺の交通安全確保等の有効な情報提供手段として、会場における臨時の放送局の開設を推進する。</p> <p>(5) コミュニティ放送局の普及促進 「コミュニティ放送局」は、市町村の一部地域を対象に放送を行うFM放送で、当該地域に密着したきめ細やかな道路交通情報や商店街等の駐車場情報をリアルタイムで提供できるため、円滑な交通の確保に寄与している。 大阪府内では、令和2年4月1日までに9局が開局し、今後も周波数事情が許す限りの普及を図る。</p> <p>2 ITSを活用した道路交通情報の高度化</p> <p>(1) 交通の分散による交通渋滞の解消、交通の安全と円滑化を図るため、運転者に渋滞状況等の道路交通情報を提供するVICSやITSスポット等の整備・拡充を推進する。 道路交通情報の充実を図るため、道路パトロールの強化、交通監視カメラ (ITV)、車両感知器等の整備・充実を促進し、道路交通状況の把握に努める。</p> <p>(2) 道路交通情報通信システム (VICS) の整備 安全で円滑な道路交通を確保するため、渋滞情報、所要時間情報、規制情報等の道路交通情報をリアルタイムに直接車載機へ提供するVICSの拡充を推進する。</p>		

3 分かりやすい道路交通環境の確保

分かりやすく使いやすい道路交通環境を整備し、安全で円滑な交通の確保を図るため、交通監視カメラ、各種車両感知器等の整備、道路・交通等に関する情報（異常気象に関する情報や都市間のルート選択に資する情報を含む。）を迅速かつ的確に提供する道路交通情報提供装置、交通情報板等の整備、時間別・車種別等の交通規制の実行を図るための視認性・耐久性に優れた大型固定標識の整備及び利用者のニーズに即した分かりやすい案内標識等の整備を推進する。

章	1 道路交通の安全	近畿地方整備局 大阪府 大阪府警察本部 大阪府教育庁 大阪市・堺市 西日本高速道路(株) 阪神高速道路(株)				
節	3 道路交通環境の整備					
項目	(11)交通安全に寄与する道路交通環境の整備					
<p>[方針・重点等]</p> <p>1 道路使用の許可に当たっては、道路環境、交通量、交通規制等の諸条件を総合的に勘案し、道路における危険の防止及び交通の安全と円滑の確保に配慮した適正な運用に努める。</p> <p>2 幼児等の路上遊戯を抑制するため道路外に子どもの遊び場等を確保する。</p> <p>3 安全で快適な歩行空間を確保し、都市景観の向上や災害に強いまちづくりを進めるため、無電柱化を推進する。</p> <p>4 道路の保全と交通の安全を確保するため、道路の損壊箇所の早期発見、迅速な対応に努めるとともに、異常気象時等の緊急時には、パトロール等の警戒を強化する。</p> <p>5 異常気象等道路交通に危険が生じた場合は、迅速かつ的確に交通規制を実施する。また、道路工事による規制については、事前広報、工事の集約化、交通管理等の徹底を図り、規制回数の減少に努める。</p> <p>[事業計画の概要]</p> <p>1 道路使用及び占用の適正化</p> <p>(1) オープンカフェの設置、地域活性化等を目的とするイベント、映画ロケーション等に係る道路使用の許可に当たっては、許可申請に係る行為の公益性、交通への影響、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に判断し、より弾力的かつ透明性の高い運用を図る。</p> <p>(2) 道路構造の保全及び安全かつ円滑な道路交通を確保するため、工作物の設置、道路工事等のための道路使用許可及び占用許可については、慎重な審査と適正な許可条件の付与に努めるとともに、「大阪府交通安全活動推進センター」の活用による調査等を強化する。また、各種交通安全運動の機会を通じて、不法占用の防止、空き缶投げ捨て防止等の広報啓発活動、排除運動を推進する。</p> <p>2 子どもの遊び場等の確保</p> <p>校庭等開放の促進 (大阪府教育庁・大阪市教育委員会・堺市教育委員会) ・府教育庁関係 (令和元年度)</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>府立高等学校等 (校庭)</td> <td>146校 (内、4校は夜間開放も実施)</td> </tr> <tr> <td>〃 (体育館)</td> <td>14校</td> </tr> </table>			府立高等学校等 (校庭)	146校 (内、4校は夜間開放も実施)	〃 (体育館)	14校
府立高等学校等 (校庭)	146校 (内、4校は夜間開放も実施)					
〃 (体育館)	14校					

・大阪市関係（令和元年度）	
小学校	284校
中学校	121校
小中一貫校	2校
高等学校	2校
・堺市関係（令和元年度）	
小学校（体育施設＋会議室）	92校
中学校（運動場・体育館）	43校

2 無電柱化の推進

「無電柱化推進計画」に基づき、市街地の幹線道路や安全で快適な通行空間の確保、良好な景観、災害の防止に資する箇所を選定し整備する。

3 車両制限令等違反車両の通行防止

道路の構造を保全し、また、交通の安全を確保するために、車両制限令等違反車両取締隊による道路管理者単独の取締り及び関係機関との合同取締りを実施し違反車両の通行の防止に努める。

4 道路法に基づく通行の禁止又は制限等

- (1) 異常気象等道路交通に危険が生じた場合は、迅速かつ的確に通行の禁止又は制限を実施するとともに、その対策に必要な要員、資機材等をあらかじめ整備し、安全の確保に努める。
- (2) 交通規制を伴う工事を実施する場合は、通行車両の安全対策に十分留意するとともに、工事の集約化、事前広報の強化、工事実施時の交通管制要領の強化等を行い、規制回数削減に努める。
- (3) 車両制限令等法令違反車両の通行を防止するため、道路管理者単独又は警察との合同の取締りを実施する。